

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
 金沢大学教職員組合執行委員会  
 金沢市角間町  
 Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105  
 E-mail kanazawa@ku-union.org  
 ホームページ http://www.ku-union.org/

2013年11月15日

通巻1206号

## この号の内容

- 55歳昇給停止問題
- 現給保障廃止問題



忘れていませんか、2011年の人事院勧告

## 55歳昇給停止問題

国家公務員は来年1月から実施

本年6月17日に改正給与法が成立し、55歳超の《国家公務員については》2014年1月から「勤務成績が標準の場合は昇級停止」となります。ちなみに金沢大学も準用している現行制度では、標準（良好）の場合、「2号俸昇給」です。変更後は、勤務成績が極めて良好な職員も「4号俸昇給」から「2号俸昇給」に昇給幅が半減します。

### 国家公務員＝人事院規則に基づいて昇格が速い 大学の職員＝文科省基準に基づいて昇格が遅い

もともと就業年齢が高い教員については、55歳を過ぎると昇給ペースが遅くなる現行制度すら問題があり、標準的な勤務成績では昇給なしとなる今回の勧告は到底容認できません。また職員についても、昇格が人事院規則どおりに行われているなら話は別かもしれませんが、文科省基準なるものに準じて決定され、国家公務員より低い給与水準に抑えられているのですから（2013/9/4の交渉で大学が認めている事実です）、私たち金沢大学の教職員に改正給与法を適用しなければならない道理はありません。

この55歳昇級停止について、大学は2012/9/10の組合との意見交換の場で、《大学の特殊性に配慮すべきである》との発言をしていますが、未だ具体的な対応を明らかにしていません。不実施という言葉も得られていません。

私たちは10/4に大学に対して団体交渉を要求しました。交渉の場で、国立大学の教職員に「55歳昇給停止」制度を適用することの不当性を訴え、改正給与法が金沢大学で実施されないよう全力を尽くします。みなさんのご協力をお願いします。

### 改正給与法通りに昇給が停止された場合の55歳を超える教職員への影響

昇給区分	A 極めて良好	B 特に良好	C 標準(良好)	D やや良好でない	E 良好でない
55歳以下の教職員	8以上	6	4	2	0
55歳超の教職員 (現行)	4以上	3	2	1	0
55歳超の教職員 (見直し後)	2以上	1	0	0	0

『給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント』(2012年)をもとに作成

覚えていますか？

# 現給保障廃止問題

金沢大学には  
191人の  
対象者がいます！

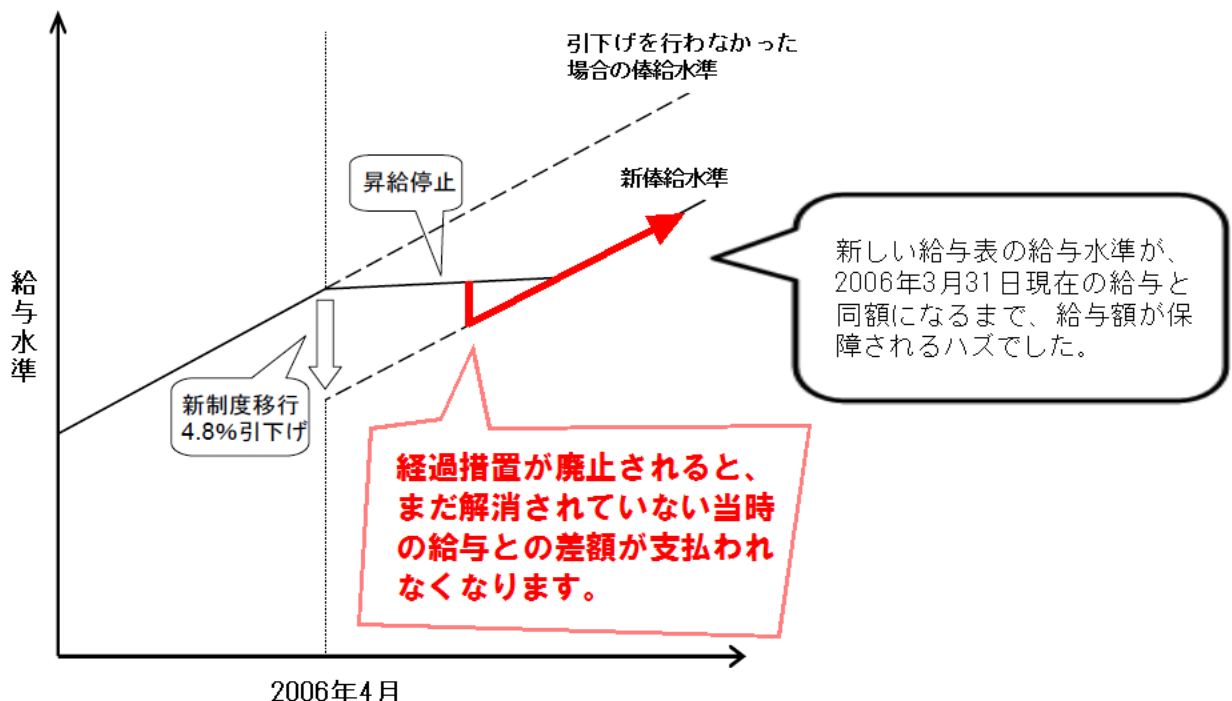
退職手当減額との二重苦は許せません。

この問題は2005年の人事院勧告に端を発しています。この年の人勧は、号俸の4分割（1号俸が4分割され、俸給表が長くなりました）に加え、公務員給与を地域の賃金に反映させるために、まず俸給表を平均4.8%（中高年齢層は7%）引き下げた上で、地域に応じて3～18%の地域手当を新設するという大幅な制度変更を行いました。金沢市の地域手当は3%ですから、私たちの給与は実質的に引き下げられたこととなります。

ただし、2006年4月からの新制度への移行（新俸給表の適用）に伴って給与が下がる人に対しては、2006年3月31日時点での俸給を保障するという経過措置が取られました。これが「現給保障」です。経過措置には元々期限が設けられておらず、2011年の人事院勧告自体が2005年の人勧に反するものです。

2011年の人事院勧告によれば、2012年4月からの2分の1の減額を経て、2013年4月から廃止されるはずでしたが、臨時特例による給与減額を考慮した政治的判断により、廃止時期は2014年4月まで延期されました。

## ○現給保障措置（給与構造改革の経過措置）の概念図



『給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント』（2005年）をもとに作成



経過措置廃止は、2005年人勧の約束違反！

2011年人勧でも「定年の引上げ」とセットで提案されたもの。

実施することの合理性も整合性もありません。

## ○現給保障廃止による影響（2014年4月から実施の場合の推計）

	影響職員数	年間影響額の平均
一般職(一)	4人	130,858円
一般職(二)	0人	—
教育職(一)	146人	262,529円
教育職(二)	5人	126,664円
教育職(三)	1人	59,549円
医療職(一)	4人	107,227円
医療職(二)	31人	186,014円
合計	191人	239,481円

2012年5月22日の団体交渉における大学配付資料より

**現給保障廃止は私たちの給与制度を不当に歪めるものです。**

**《いつでも》《都合よく》給与を引き下げるこんなやり方は許せない。**

2012年5月22日の団体交渉において大学は、現給保障の経過措置が廃止された場合、金沢大学では191人の教職員が影響を受けると説明しています（上記表）。決して少ない数ではありません。影響を受ける教職員は公表されていませんし、当人への通知もなされていません。正確を期すためには大学側に確認する必要がありますが、常識的に考えて、該当者の大半は定年退職に近い50代後半から60代の教職員であると思われます。

現在5～60代の教職員は40代まで民間を下回る給与を続けてきたのであって、過去の給与について何も手当てしないまま現在の給与だけを引き下げることには道理はなく、とうてい納得できません。加えて、この方たちは退職手当引下げと現給保障廃止という賃金上の二重の不利益を被ることになる上、教員についてはサバティカル制度の対象にならない労働条件上の不利益を被るのです。

そもそも「現給保障の廃止」が勧告された時点では、「退職手当の引下げ」は問題になっていませんでした。大学は「退職手当の引下げ」を既定路線とする以上、二重の不利益が一部の教職員に及ばないように、改めて「現給保障の廃止」を検討すべきです。上記表でも明らかなように、今年度の退職手当減額緩和措置のために確保した予算（1億3千万円）と比較して、最大時でも約3分の1程度の大学負担で済むわけですから、実施できないはずはありません。

また、現給保障の廃止を勧告したのと同じ2011年の勧告には、高齢層の官民の給与差を縮小する方向での昇格・昇給制度の見直しは定年延長を見据えたものであることが明記されています。さらに別途、2013年度から定年を3年ごとに1歳ずつ引き上げて2025年に65歳定年を実現するという具体的な意見を出しています。「現給保障の廃止」による官民格差の是正は「定年の段階的な引上げ」とセットで構想されたものであり、「定年の段階的な引上げ」がない以上、「現給保障の廃止」は実施してはならないはずで、私たちは現給保障の維持を強く大学側に求めています。

## 活動日誌 6月

- 4日 弁護士相談  
第1回選挙管理委員会
- 7日 女性部学習会  
東アジアの国際結婚事情
- 13日 第21回執行委員会
- 14日 新入組合員歓迎会
- 15日 全大教技術職員交流集会 東京  
全大教中ブロ代表者会議 名古屋
- 21日 女性部 第6回役員会
- 26日 富大裁判口頭弁論の傍聴
- 27日 病院長交渉の予備折衝  
第22回執行委員会
- 28日 人事課長との協議



## 活動日誌 7月

- 3日 北支部教研集会  
サバティカル制度の概況と課題
- 4日 弁護士相談
- 9日 女性部学習会  
男女共同参画キャリアデザイン  
ラボラトリーの取り組み
- 11日 第23回執行委員会
- 12日 第7回 女性部役員回
- 13日 パーベキュー 白尾
- 13～14日 全大教定期大会
- 17日 臨時特例による給与減額問題  
総務部長より説明



## 活動日誌 8月

- 19日 改正労働契約に関する説明会
- 24日 臨時特例による給与減額問題  
総務部長より説明
- 25日 第24回執行委員会
- 26日 統一要求交渉の予備折衝  
四分會 病院懇談会



## 活動日誌 9月

- 2日 教職員研究集会  
労働契約法改正と  
5年雇い止め問題
- 5日 女性部 暑気払い
- 9日 女性部学習会
- 8日 第2回選挙管理委員会（開票）
- 20日 理工分会合同 部局長交渉
- 23日 第1回執行委員会
- 26日 富大裁判 口頭弁論傍聴
- 3日 第2回執行委員会
- 4日 統一要求交渉
- 12日 学長を表敬訪問
- 14日 ふれあいコンサート（病院）
- 17日 第3回執行委員会
- 20日 女性部第9回役員会
- 21～23日 全大教教研集会
- 27日 人事課長との協議



### お申し込み

学内便等にて組合事務所までお送りください。

又はメール

kanazawa@ku-union.org

ご記入いただいた事項は「個人情報保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取り扱いをいたします。

### 連絡先

金沢大学教職員組合

金沢市角間町

TEL076-262-6009 (FAX同じ)

内線(角間) 2105

http://www.ku-union.org/

## 金沢大学教職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな 氏名 (男・女) 生年月日 年 月 日

所属部局 職種 職名

電話番号

E-mail (職場・個人用)

組合費  チェックオフ(賃金控除)【通常はこちら】 8桁の職員番号

チェックオフ以外の方法を希望 ( )

住所

差し支え無ければ記入ください。職場に組合の発行物をお届けしにくい場合にはご自宅への送付も可能です。